

〈被扶養者の認定書類一覧表〉

被扶養者区分 添付書類 (◎は共済所定の用紙です。)		扶養手当受給者		扶養手当非受給者	
		配偶者	22歳の最初の年度末までの子、孫及び兄弟姉妹	60歳以上の父母及び相父母	年金受給者 年金受給者以外の者
◎「被扶養者認定申告書」			○		○
◎「被扶養者個人番号報告書」			○		○
扶養手当の認定を確認できる書類（「扶養親族（異動）届」等）の写し			○		
◎「扶養事情説明書」（18歳までの者は不要）			○		○
認定申告の対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕 又は「非課税証明書」（市区町村発行のもの） （18歳までの者は不要）			○ 写しで可		○ 原本が必要
認定申告の対象者の◎「給与支払見込証明書」 （雇用先の証明が必要）			△ （パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要）		△
認定申告の対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕 （「年金改定通知書」等の写し）			△ 年金を受給している場合に必要	○	
認定申告の対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及び「年金に関する証明書」〔注2〕			△ 認定申告の対象者に配偶者がいる場合に必要		△
生計費の送金等が確認できる書類又は ◎「送金に関する申立書」			△ 認定申告の対象者が別居している場合に必要		△
◎「国民年金第3号被保険者資格取得届〔注3-1〕及び「年金手帳」の写し又は「基礎年金番号通知書」の写し〔注3-2〕		○			△ 配偶者の場合に必要
扶養義務者全員を確認できる書類「戸籍謄（抄）本」又は「除籍謄（抄）本」等〔注4〕					○
上 の 扶 養 義 務 者 が 一 人 以 上 の 場 合	扶養義務者全員の「所得に関する証明書」〔注1〕又は 「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注2〕 〔扶養義務者となる者が当共済組合で扶養認定されている 又は当共済組合員である場合は不要。〕				○
	◎「扶養していないことの証明書」等〔注5〕（雇用先での証明が必要）				○
	◎「扶養委任連帯同意書」（組合員の子を認定する場合は不要）				○
上記の書類と併せて「事実発生の事由ごとに必要となる追加書類」を提出してください。					

※表中の○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要な書類又は認定時に事情を確認する必要があると判断した場合に提出を求めることがある書類を示します。

〔注1〕市区町村が証明する「課税（所得）証明書」又は「非課税証明書」。

所得について、事業、不動産、農業所得、株等の譲渡収入等がある場合は「確定申告書」の控（税務署の受理印があるもの）及び「収支内訳書」のそれぞれ写しを提出してください。

〔注2〕恩給・国民年金・厚生年金、企業年金・共済年金及び個人年金等（障がいや遺族を支給事由とする年金も含む）を受給している場合、決定、改定された年金額を確認するため、次の書類等を提出してください。

- (1) 「年金証書」（「決定（裁定）通知書」）の写し、又は、裁定庁が交付した年金の見込額に関する書類
- (2) 最新の「改定通知書」の写し、又は、「振込通知書」（送金案内書）の写し

〔注3〕-1 認定申告の対象者である配偶者が20歳以上60歳未満の場合に必要です。

-2 紛失して添付できないときは、◎「年金手帳再交付申請書」を作成して、提出してください。

〔注4〕組合員の配偶者又は実子を扶養する場合は、「戸籍抄本」又は「住民票（扶養義務者全員との続柄を確認できるもの）」を添付書類とすることが可能です。

ただし、組合員との続柄及び他の扶養義務者の有無を確認できる場合に限りです。（子を認定申告する場合、組合員が世帯主でなければ、住民票では組合員と当該子との関係は確認できません）

〔注5〕組合員以外の扶養義務者で給与所得がない等の方は、健康保険証（社会保険、国民健康保険等）の写し（その扶養義務者欄が判るように）を提出してください。

・事実発生の事由ごとに必要となる追加書類

事実発生の事由		事由発生日	添付書類
離職	公務員を退職した場合	退職日の翌日	退職辞令の写し
	民間会社、私立学校等を退職した場合		下表A又はBの該当する書類
	期限付講師等の任用期限が満了した場合		下表C又はDの該当する書類
事業を廃業した場合		廃業日の翌日	「個人事業の廃業等の届出書」の写し (税務署の受理印があるもの)
雇用保険の受給が終了した場合		受給期間終了日の翌日	下表A「受給終了」の書類
「失業者の退職手当」の受給が終了した場合			下表C「受給終了」の書類
婚姻により被扶養者を認定する場合		婚姻日	「婚姻届受理証明書」の写し、「戸籍謄本」の写し又は「戸籍抄本」の写し
任意継続被保険者の資格を喪失した場合		任意継続被保険者資格喪失日	「資格喪失証明書」 又は「資格喪失連絡票」
扶養変更		被扶養者資格喪失日	「資格喪失証明書」(「資格喪失連絡票」) 又は取消日が記載された「健康保険証」の写し
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の父母等)を認定申告する場合	同居した日	組合員の世帯全員を証明した「住民票」
	同居をしたのを機に申告する		
組合員が資格取得した時、扶養すべき家族等がいて、その家族等を申告するとき		組合員資格取得日と同一日	当該家族等の資格取得前の保険証の写し

<表A>

雇用保険に加入していた場合

雇用保険の受給状況	添付書類
待機中	「雇用保険被保険者離職票1・2」の写し 又は「雇用保険受給資格者証」の写し
受給中(日額3,612円未満)	「雇用保険受給資格者証」の写し
受給終了	「雇用保険受給資格者証」の写し (“受給終了”が印字された後に写しをとる)
「離職票」の交付を希望しない場合	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
受給期間延長の手続きをした場合	「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し

<表B>

雇用保険に未加入であった場合

雇用主が証明する「退職証明書」 雇用保険に未加入であった旨の記載が必要

☆ご注意ください！

所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は、事由発生日から認定することができません。

<表C>

勤続期間が1年以上あった場合で、「失業者の退職手当」を申請する場合

「失業者の退職手当」の受給状況	添付書類
待機中	「失業者の退職手当受給資格証交付申請書」の写し 又は「失業者の退職手当受給資格証」の写し
受給中(日額3,612円未満)	「失業者の退職手当受給資格証」の写し
受給終了	「失業者の退職手当受給資格証」の写し、及び 「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し

<表D>

勤続期間が1年未満であった場合、又は「失業者の退職手当」を申請できない場合

期間満了を発令した「通知書」の写し
